

## 「業者カード」の作成に当たっての注意事項(測量・コンサル等)

「業者カード」は、徳島県ホームページ([https://s-kantan.com/pref-tokushima-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.com/pref-tokushima-u/offer/offerList_initDisplay.action))に入ってください。

トップ画面下部の「オンライン行政サービス」「電子申請サービス」「徳島県」手続一覧の「一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書【業者カード(コンサルタント)】に入り、作成してください。

画面右上部の「ヘルプ」をクリックすると、**操作マニュアル**を参照できます。

### 電子申請全般

**書類審査が終わるまでは入力データを送信しないでください。**

電子申請画面で入力終了したら、画面下の「保存」を選択し、入力データを御使用のパソコンに一旦保存した上で、PDF出力して印刷し、他の書類と合わせて提出してください。

- 1 「電子申請・届出システム」の利用に必要なID・パスワード
  - ・電子入札の際に使用するID・パスワードとは別のものです。申請画面に従い、利用者登録して、新たに電子申請用のID・パスワードを取得してください。
  - ・平成28年度から新システムになっています。平成27年度以前に登録したID・パスワードを入力してもシステムに入れません。新たに登録し直してください。
- 2 電子申請の時期
  - ・入力して、すぐに **申し込む** をクリックしないでください。
  - ・入力後、一旦、データをパソコンに保存し、書類審査後に保存データを読み込み、必要な修正等を行った後に **申し込む** をクリックして申請してください。
  - ・申請書に添付していただく「印刷した業者カード」について 受付期間中の審査を受け、訂正事項がなくなった時点で申請となります。
- 3 利用者登録の際の「利用者名」、「メールアドレス」について
  - ・利用者登録に当たっては、操作マニュアル3.2.1利用者情報登録を御覧ください。
  - ・メールアドレスは、申請書作成を担当される方のもので結構です。
- 4 書類審査後に(指摘事項の修正のため)パソコンに保存したデータを呼び出す方法(あるいは書類審査を受ける前にパソコンに保存したデータを修正する方法)
  - ・手続一覧から入札参加資格申請書【業者カード(コンサルタント)】を選択し、「業者カード」の画面最下部の **一時保存した申し込みデータの読込** をクリックして、パソコンに保存したXMLデータを読み込めば、修正することができます。
  - ・修正したら、再度確認して、修正データをパソコンに保存し直してください。
- 5 電子申請を行った後に業者カードの情報を訂正したい場合
  - ・建設管理課に御連絡ください。(連絡先：088-621-2519・2624)

### 「業者カード」の入力に際して

- 6 画面最上段の「業者番号」、「登録番号」について
  - 「業者番号」  
これまでに入札参加資格を取得している方は、県から送付した資格認定通知書に記載の番号を入力してください。
  - 「登録番号」  
これまでに入札参加資格を取得している方で、前回書類審査の際に入力するよう案内した「5あるいは6で始まる8ケタの数字」を記入してください。

番号が分からない場合は 書類審査の際の「登録番号」欄への入力は不要です。

## 7 メールアドレスについて

- ・主たる営業所、年間受任者の分とも会社の窓口（例：申請書作成を担当される方、あるいは営業窓口など）のもので結構です。

## 8 希望する（か）を記入する）業種の「2か年平均業務高」の欄について

- (1) 官公庁・民間問わず、入札参加希望があって実績高がない欄にはゼロ(0)の数字を入れてください。
- (2) 入札参加を希望しない業務部門(例：土木関係建設コンサルタントの「道路部門」など)の実績高は、官・民欄に振り分けて「その他」欄に入力してください。
- (3) 「土木関係建設コンサルタント」、「補償関係コンサルタント」の業務高において、業者カードに記入欄のない「廃棄物部門」、「総合補償部門」の実績が含まれている場合は、それぞれの実績は、「その他」欄に入力してください。

上記(2)、(3)の場合は、業者カードにおける「土木関係建設コンサルタント」等各業務区分の実績の合計と申請書様式第1号(その2)の「測量等実績高」の対応する業種区分の「2か年平均業務高」とは一致しなくなります。

## 電子申請システム（業者カード）Q&A

### Q1 システムには、どこから入るのですか。

- ・徳島県のホームページの下部にある「[オンライン行政サービス](#)」に入り、「[電子申請サービス](#)」「[徳島県](#)」をクリックして、システムへ入ってください。
- ・手続一覧の中から、「一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書【業者カード（コンサルタント）】」に入って、作成してください。
- ・入力する前に、「徳島県電子入札ホームページ」の「各種ダウンロード」の中に掲載している「[業者カード注意事項Q&A](#)」をお読みください。

### Q2 以前に登録したIDでシステムに入れない。

- ・平成28年度から新システムになっており、[以前に登録したIDは使えません](#)。
- ・改めて、利用者登録し直してください。（28年4月以降に利用者登録された方は、そのIDが使えます。）
- ・パスワードは、忘れないように注意してください。
- ・システムの「[ヘルプ](#)」を押すと[マニュアル](#)が見られます。

### Q3 IDがわからなくなった。

- ・IDは、利用者登録で使用したメールアドレスです。

### Q4 利用者登録の名義は、本社か支店（年間受任者）か

- ・どちらでも結構です。

### Q5 業者カードを送信してしまった。

- ・そのままにしておいてください。
- ・「受付は、書類審査を終えて誤りがなくなった時点」であることを御承知おきください。
- ・PDFプレビューで紙に印刷した業者カードを他の書類と合わせて提出してください。
- ・書類審査で修正を指摘された場合は、修正を加えて再度送信してください。

### Q6 業者カードの印刷方法は？

- ・入力が終わったら、画面下部の  を押して、[確認画面](#)に進む。
- ・確認画面の下部  を押して、プレビューが出たら、それを印刷。  
入力画面をそのまま印刷して（4～5枚）提出される方がいますが、必ず、PDF印刷（1枚）で提出してください。
- ・ここでは、まだ  を押してはいけません。

**Q7 データの一時保存の方法は？**

- ・入力画面下部の  を押して、御使用のパソコンに保存してください。  
入力画面      確認画面

**Q8 保存したデータの修正方法は？**

- ・入力画面下部の  を押して、データを読み込めば、何度でも修正できます。(修正して4のとおり一時保存もできます。)
- ・書類審査で修正を指摘された場合は、読み込んだデータを修正して、**確認画面**に進み、 を押すとデータが徳島県に送信されます。

**Q9 業者カードは、以前はA4横印刷だったが、今回は、縦に印刷される。**

- ・そのまま、縦印刷で結構です。

**Q10 許可番号力は6桁入力であるが、5桁の場合、頭に0を入力するのか。**

- ・入力しなくて結構です。

**Q11 送信済み業者カードの修正方法は？**

- ・県で**受付処理を行う前であれば**、送信済であっても業者カードの**修正ができます**。
- ・操作方法
  - ・システムに【ログイン】
  - ・【申込内容照会】の [申込一覧] に進み、右端の  を押す。
  - ・[申込内容詳細] でデータを修正し、 を押す。

## 業者カードよくある間違い

### 測量・コンサルタント

- 1 商号（フリガナ）
  - ・カブシキガイシャ、ユウゲンガイシャ等は、入力しない。
- 2 登記所在地
  - ・都道府県名から入力する。
- 3 住所の表記
  - ・1丁目1番地            1 - 1   （全角のハイフンでつないで入力）
- 4 希望業種（コンサル）
  - ・登録があり、希望する場合に           （登録証明証等をよく確認すること。）
  - ・登録はなく、希望する場合は
  - ・建築士事務所登録がある場合  
    建築関係建設コンサルタント  
    上から3つ（建築一般、意匠、構造）は、  
    それ以外は
  - ・補償関係コンサルタント  
    7つの部門のうち、登録している者は、登録していないものは  
    現況報告書、登録事項証明書でよく確認すること。  
    （当初登録し、後に削除している場合がある。）
- 5 2か年平均業務高
  - ・申請様式（その2）と一致しているか。（希望業務内容に含まれない業務高がある場合は、一致しないことも有り    その他に計上する。）
- 6 有資格者、職員数
  - ・申請様式（その2）と一致していない。
- 7 登録番号
  - ・（ ）は省略する。           （23）1234            1234
- 8 入札参加希望先
  - ・申請書様式（その1）と一致しているか、確認すること。
  - ・鳴門市、小松島市、吉野川市、勝浦町、上勝町、石井町、那賀町、海陽町及び松茂町は希望できない（今回の共同受付に不参加のため、これら市町を希望する場合は、直接、窓口へ問い合わせること。）
- 9 その他  
測量等実績調書
  - ・現況報告書で代用できる。（国土交通省の受付印だけでなく、確認印が必要）
  - ・測量など、現況報告書のない業務は、県様式調書の提出が必要。